

※整理番号														(表面)				
<h2 style="margin: 0;">安全運転管理者に関する届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和 3 年 4 月 2 日</p> <p style="margin: 0;">和歌山県公安委員会 殿</p>																		
ア 安全運転管理者を選任、解任 届出事項 イ 、 エ 、 カ 、 コ を変更 届け出ます。		イ 届出者 住所 和歌山市西1番地 氏名 株式会社 和歌山 支店長 和歌山 太郎 電話番号 073-473-0110																
		[法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称、代表者の氏名及び電話番号]																
ウ 選任年月日	年 月 日			使用の本拠	名称		株式会社 和歌山											
エ 安全運転 管理者氏名	(ふりがな)				位置		和歌山市西1番地											
オ 資格	生年月日 年 月 日 (歳)				業種別		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他											
要 件	1 管理経験 2年以上	2 公安委員会教習 修了者で管理経 験1年以上	3 公安委員会 の認定															
カ 職務上の地位				使用の本拠における自動車・運転者数	乗用		貨物		大型特殊		小型特殊		大型二輪		普通二輪		計	
キ 安全運転管 理者が免許 を持っている 場合	免許の種類																	大型
	免許年月日																	
	免許証番号																	
	交付年月日																	
	交付公安委員会																	
ク 安全運転管理 者の勤務態様	勤務	日勤 隔日	その他()	前安全運転 管理者	解任年月日		年 月 日											
	副管理者有無	有(人)・無			氏名													
ケ 安全 運転 管理者 の 経 歴	勤務期間	勤務所名	職名		解任		1 死亡 2 退職 3 転任											
	自 . . . 至 . . .				事由		4 解任命令 5 その他()											
	自 . . . 至 . . .																	
備考	記載例 事業所の所在地・名称が変更なったもの																	
(注) 1 記入要領は裏面を参照してください。 2 安全運転管理者の要件（施行規則第9条の9第1項） (1) 20歳以上（副安全運転管理者を置くこととなる場合は30歳以上）の者であること。 (2) 自動車の運転の管理実務経験が2年以上（公安委員会の教習修了者は1年以上）又は公安委員会から自動車運転管理に関し、これらの者と同等以上の能力を有すると認定された者であること。 (3) 公安委員会の命令により解任された者は、解任後2年を経過していること。 (4) 救護義務違反、酒酔い運転等一定の違反行為をした者は、その後2年を経過していること。 3 添付書類 選任届出のときは、次の書類を添付してください。 (1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し又は運転免許証の写し (2) 運転経歴又は安全運転管理経験等を証するもの (3) 運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）																		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記 入 要 領

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 記入項目欄は、必要事項を記入してください。
- 3 選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 選択記入を求めている欄で、2以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。
- 5 安全運転管理者を解任後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任したときは、前安全運転管理者欄に記入することによって、解任届を兼ねることができます。
- 6 安全運転管理者の経歴欄には、運転管理の経験を有する場合に記入してください。
- 7 業種別欄を記入するときは、次の表を参照してください。

業 種 別 表

業 種 別	備 考
1 官公署	
2 公社公団等	現業、公庫及び官公立学校を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産及び養蚕を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出及び狩猟業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。
6 鉱業	砂、砂利及び玉石の採取業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業及び設備工事業を含む。
8 製造業	
9 卸・小売業	百貨店を含む。
10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
11 金融保険業	銀行、信託業及び証券業を含む。
12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸及び倉庫業を含む。
13 電気ガス業	
14 通信業	放送業を含む。
15 サービス業	旅館、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済、文化、政治、労働、社会福祉団体、清掃業及びニュース供給業を含む。
16 その他	